

2024（令和6）年度
事業報告書

公益財団法人 日本医療総合研究所

2024 年度事業報告書

公益財団法人日本医療総合研究所
2025 年 5 月 24 日
第 46 回定例理事会決定

<1> 法人の状況に関する重要な事項

1. 公益事業全般と法人運営

厚生労働省の人口動態統計によると、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが 5 類となった 2023 年 5 月～24 年 4 月の 1 年間で、死者数が計 3 万 2576 人に上っている。日本の新型コロナ対応について、政府の徹底的な検証が求められている。季節性インフルエンザの約 15 倍であり、現在も多くの国民が脅威にさらされているなかで、2024 年度も引き続き感染防止対策に取り組みつつ、公益法人としての適切な運営、公益事業の活発化と円滑な遂行、公益法人会計基準に則った会計処理に努めた。

第 13 回定時評議員会（2024 年 6 月 14 日）、第 14 回臨時評議員会（2024 年 11 月 27 日）、理事会（第 42 回・2024 年 5 月 25 日、第 43 回・6 月 14 日、第 44 回・10 月 26 日、第 45 回・2025 年 3 月 1 日）は、Web 会議（出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分議論できる環境を整えた方法）による開催形式で行った。第 14 回臨時評議員会では、理事志村新弁護士の辞任に伴う補欠の理事として岸松江弁護士を選任した。第 44 回臨時理事会は、4 年ぶりにリアルで開催し、「新型コロナウイルス感染症対策検証・研究会」及び「山形庄内地域の医療・介護・福祉サービスの学習と研究会（仮称）」に参画するための「支援及び連携事業の追加に伴う事業計画の一部変更」や、「マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行保険証の発行及び存続を求める意見書」を提起することについて決議を行った。

また、消防計画に基づく自衛消防訓練を 2024 年 8 月 1 日に総合訓練（初期消火訓練を含む）、12 月 11 日に部分訓練を実施し、防火・防災管理に努めた。

2. 事業

(1) 「保健・医療・介護・福祉に関する調査研究」事業

保健・医療・介護・福祉の発展に資する知見を提供し、その調査研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この分野の専門家・実務家・有資格者からなる研究・研修委員会のメンバーを中心に、社会的に重要と考えられるテーマを設定し、調査研究に取り組んでいる。

調査結果・研究成果の内容は、季刊発行している『国民医療』に掲載し、広く普及した。

2024 年度に取り組んだ事項の具体例を挙げると、「医療動向モニタリング小委員会」を 5 回（2024 年 5 月 24 日、8 月 2 日、10 月 25 日、12 月 13 日、2025 年 2 月 28 日）開催し、（ア）医療提供体制の再編に関する動向、（イ）介護保険制度改正と動向、（ウ）医師養成をめぐる動向、（エ）国民健康保険をめぐる動向、（オ）税・社会保障改革に関する動向、（カ）医療労働・医療労働組合をめぐる動向などをモニターした。ホームページ上に議論の内容を掲載した「ニューズレタ

一」30号～41号（2024年4月4日、5月10日、6月10日、7月8日、8月6日、9月4日、10月8日、11月10日、12月9日、2025年1月9日、2月5日、3月7日）をアップした。

「健康・医療・介護のデジタル戦略検討部会」は2023年度に発足した研究部会である。政府は「最先端のデジタル国家になる」として、国民の個人情報のデータの連携や利活用を大規模に行うデジタル化政策を推進している。その中核に位置付けられているのが、健康・医療・介護分野を対象とした医療DXである。マイナンバー制度のインフラを活用するもので、マイナ保険証とマイナポータルの組み合わせが前提になっている。政府の医療DXの工程表には、①データの共通化・標準化によって医療情報のデジタル化と共有、2次利用を推進する、②デジタル化による業務改革を実現する、③国民自身の疾病予防を促進する、との考え方が盛り込まれている。政府主導のデジタル化に合わせる形で医療や介護の制度や内容を変えていくものである。国民に対しては、自らの健康・医療データの自己管理・活用を促して「健康の自己責任論」の立場から行動変容を求め、公的医療費を抑制するとともに、データ化された医療情報を利活用して新たな産業基盤につなげていく、という狙いがある。2024年度は、5回の研究部会（2024年5月18日、8月10日、10月19日、12月7日、2025年2月22日）が開催され、①医療DXの工程表に関するモニタリング及び課題の整理、②医療等情報・データの利活用（一次利用、二次利用）に関するモニタリング及び課題の整理に取り組み、部会担当者からの報告と検討がなされた。

「社会保障研究と運動の連携検討」部会は、2022年度に発足した研究部会である。社会保障給付費削減を目的とした社会保障「改革」が各分野で進められているなかで、「改革」への批判はあるものの、一定の支持を得て進められているのも事実である。その原因の一つにかつては強固な連携が図られていた社会保障運動と人権論をベースとした社会保障研究の後退にある。両者は後継者不足という課題も抱えている。本部会では、社会保障運動と人権論をベースとした社会保障研究は両輪にあることを前提に連携を図り、運動と研究を発展させていくことを目的に活動を行う研究部会であり、2024年度は、生協労連へのヒアリングを実施した。とりまとめに向け、関連する先行研究や論文の整理を行った。

「災害と地域医療の研究部会」は2024年度に発足した研究部会である。東日本大地震の被災地域では、「創造的復興」と称する惨事便乗型の構造改革が展開された。被災した人々の生活保障や、地域の医療・介護保障体制の整備が後景におかれたことは記憶に新しい。直近の能登半島地震の被災地においては、従来の惨事便乗型構造改革の展開に加えて、能登空港を重要な軍事拠点の1つとする整備事業が開始している。2024年4月1日には、政府が防衛力強化の一環として、能登空港を有事に備えて平時から自衛隊や海上保安庁が円滑に利用できるよう整備する「特定利用空港・港湾」の1つとして選定した（能登空港を管理する石川県の同意があったため）。有事に備えて自衛隊の部隊の新たな配置、国民保護活動の拠点として今年度から整備されることとなった。空港隣接地には、能登半島の公立4病院を再編統合した医療機関を新設する計画がすでに浮上しており、防衛力強化を盾に、軍事と医療の再整備計画という構想が明らかとなっている。一方で、被災した人々には2次避難を勧奨しておきながら、後日には退去期限を区切って移住を迫るなど、看過できない行政の姿勢が明らかとなっている。今後は、能登空港隣接地に集住移転を勧奨していくのではないかと予想がなされている。以上のような情勢をふまえ、これまで能登半島地域を対象とした地域調査の経験があるメンバー

とともに、2024年度は災害を契機とした地域医療の再整備（再編統合など）の実態を把握し、2025年度には実態把握をもとに、被災地の住民生活にもとづいた地域医療のあり方を模索する研究部会である。2024年度は3回の研究部会が開催され、第3回は12月4日～6日の日程で3つの病院へのヒアリング調査が実施された。

【定款上の根拠】第4条第1項第1号

【直接の対象者】特になし

(2) 「保健・医療・介護・福祉に関する医療研究全国集会」事業

保健・医療・介護・福祉についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この事業は日本医療労働組合連合会と当法人とで医療研究全国集会組織委員会を結成し、毎年、日本全国各地を開催地として、保健等に関する事項をテーマに全国から参加者を集め、講演、分科会、市民フォーラムを行っている。開催地の保健・医療・介護・福祉関係者の参画も得ながら、組織委員会で具体的な事項を決定し、実施している。

第51回医療研究全国集会は、2024年6月29日（土）～30日（日）に和歌山県・和歌山市内で開催した。集会は、開催要項に沿ったプログラム・企画を予定通りに実施することができ、大成功を収めた。1日目の全体会は、記念講演「第5波までの全員入院を実現した『和歌山モデル』」（東京医療保健大学特任教授・野尻孝子氏）、基調フォーラム「日本の社会保障はどのような状態に置かれているか～和歌山の実態に学び、社会保障費抑制政策を転換させよう！～」(コーディネーター 佛教大学客員教授・横山壽一氏、パネリスト(3名)「国民皆保険制度の危機、高すぎる保険料・窓口負担と受診控えの実態」和歌山生協病院ソーシャルワーカー・長谷英史氏、「私のライフワーク『子どもの医療費無料化拡充の運動から神経発達症児の教育充実を目指す運動へ』」和歌山生協病院小児科医・佐藤洋一氏、「いのちのとりで裁判の判決の現状と人権の担い手であるケア労働者への期待」和歌山合同法律事務所弁護士 芝野友樹氏)を予定どおり実施することができた。また、和歌山県の文化を企画なかに取り入れたオープニング、食文化交流会(150人)を実施した。2日目の分科会は、各運営委員・助言者の協力を得て、13の分科会を設定し、レポートのもとづく討論・交流を行った。また、現地実行委員会の協力により、「和歌山の『戦跡めぐり』と『津波防災』、食文化を学ぶを」テーマに掲げた動く分科会も実施した。参加者は全国36都道府県から476人であった。

第52回医療研究全国集会は、オンラインでの開催に向けて9月18日に第1回組織委員会を開催し、準備をスタートさせた。10月27日には分科会運営委員合同会議を開催し、分科会の具体化、準備を開始した。また、「第52回医療研究全国集会・オンライン集会」の成功に向け、看護分科会によるプレ企画として、「新春看護学習会」(テーマ・「タスクシフト・シェアで医療・看護レベルが保たれるのか」)を2025年1月18日にオンラインで開催した。参加者は20名であった。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(3) 「保健・医療・介護・福祉に関する講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集

会」事業

保健等分野の関係者向けに、保健等についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかること、また、一般市民や学生向けに知識の普及啓発をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

「研究セミナー」は、当法人協力研究員をはじめとする研究者による日頃の研究成果の発表を受け、保健・医療・介護・福祉等をめぐる現状と今後の課題を明らかにすることによって、誰もが質の良い安全・安心の保健等サービスを楽しむことができる社会への道筋を探るものである。

2024年8月17日にオンラインで開催した「研究報告会2024」は、3名の研究者（①障害年金のあり方に関する再検討―障害者権利条約の観点から―（静岡福祉医療専門学校非常勤講師・磯野博）、②介護殺人関連要因の理論的考察（津市立三重短期大学准教授・田中武士氏）、③フードテックの推進と健康リスクへの対応―予防原則による食品の安全性の確保（金沢星稜大学経済学部准教授・土屋仁美氏）による研究報告と熱心な意見交換が行われた。参加者は16人（アカウント）であった。その他、研究成果等については、季刊『国民医療』に掲載し広く普及した。

2024年12月14日にオンラインで開催した「医療・介護フォーラム2024」は、「あなたの介護は誰がする？―介護のない手に関する現状と課題―」をテーマに、日本医療総合研究所研究・研修委員、京都府立大学准教授の村田隆史氏がコーディネーターを務め、基調報告「あなたの介護は誰がする？―介護職員が育つ社会を―」（大阪健康福祉短期大学名誉教授・川口啓子氏）と2名のパネリスト（①「介護福祉士養成課程の現状と課題」（日本社会事業大学教授・森千佐子氏）、②「介護労働者の採用と育成に関する課題」（社会福祉法人七野会法人事務局採用・教育担当部長・山村多恵子氏）による報告・発言と参加者らとのディスカッションが行われた。参加者は29人であった。フォーラムの内容は、季刊『国民医療』に掲載する予定になっている。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(4) 「定期刊行物の発行その他の出版活動」事業

定期刊行物『国民医療』をはじめ、当法人の研究活動の成果など、保健等サービスの向上に資する出版物を発行することにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

『国民医療』の発行は、保健等に関する調査研究の成果を知らせることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

2025年3月現在、通算365号を数え、調査研究活動の報告、研究者・専門家の論文、賛助会員の寄稿、海外情報などの提供を行っている。現在の発行部数は、1,050部。

【定款上の根拠】第4条第1項第3号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(5) 「日本医療労働会館の管理運営」事業

(7) 記載の事務所スペースを貸与しているこの法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体の

活動が円滑に行えるよう会館管理委員会を通じて、適切な会館管理・運営を行い、さらに、大規模震災時には、避難者の一時避難・救護場所として会館を一般に開放する事業である。

2024年度は、会館管理委員会を3回（2024年6月13日、10月10日、2025年2月20日）開催し、適切な会館の管理・運営に努めた。10月及び2月に開催した会館管理委員会では、蛍光灯照明器具の生産終了に伴うLED照明化への議論が進められた。なお、会館を一時避難・救護場所として一般に開放すべき震災は今年度はなかった。

【定款上の根拠】第4条第1項、第7号、第8号

【直接の対象者】市民一般

(6) 「保健・医療・介護・福祉に関する研究に対する助成」事業

保健等に関する学術研究の促進を図り、その研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。助成対象者は、当法人の目的にかなうと認められる研究を行う者で、当法人が設置する研究・研修委員会において、保健等分野の学術研究及び社会状況を踏まえ、必要と考えられる研究を実施するのに適した研究者を選定し、理事会で承認して資金援助を行う。非応募型の助成である。

2024年度は、個人研究助成として8名の協力研究員に研究助成を行っている。

助成成果の内容は、今後、『国民医療』に掲載する予定である。なお、2024年度に発行した『国民医療』には研究成果論文を2本掲載している。

【定款上の根拠】第4条第1項第5号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(7) 「この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携」事業

この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携を通して、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。現在、具体的には、労働団体等への事務スペースの貸与と「国民の医薬シンポジウム」、「薬害根絶デー」、「地方自治研究全国集会」、「新型コロナウイルス感染症対策検証・研究会」及び「山形庄内地域の医療・介護・福祉サービス研究会（仮称）」に支援を行っている。

まず、保健等に関する当法人と同様の目的の活動を行っている労働団体に事務スペースを貸与している。これは、調査研究、医療研究全国集会、講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会等の事業に関して、日常的に、密接に連携し、また、事務所として利用できる事務スペースを提供することにより相手方の同様の目的の活動を支援するためである。東日本大震災に際しては、会館から当法人と入居団体による救援隊が出発した。

その他、労働団体ではないが、社会保障制度の現状・実態を広く明らかにし、社会保障制度を改善・拡充する運動と事業を推進する団体の活動を支援するため事務スペースを提供している。

現在の入居団体は、「保健や医療・福祉に携わる労働者の生活と権利を守り、国民医療の向上と社会保障の拡充を実現することを目的とする」（日本医療労働組合連合会規約第4条）わが国で唯一の医療産業別全国組織である労働団体・日本医療労働組合連合会（日本医労連）をはじめとする9団体

である。

なお、入居団体の関係者は、理事にも在籍し、当法人の運営と事業を積極的に推進している。ただし、理事会全体に占める割合は3分の1を下回っている。

次に、「国民の医薬シンポジウム」支援事業は、医薬に関する専門的知識を普及し、薬の安全確保と薬害防止につながる活動を促進することをはかる事業である。当法人は、「国民の医薬シンポジウム」実行委員会（長南理事）に参画し、実行委員会の一翼を支えている。「第29回国民の医薬シンポジウム」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。薬害根絶のための啓発として開催されている「第25回薬害根絶デー」の趣旨に賛同しカンパを行った。

「地方自治研究全国集会」支援事業は、憲法を住民のくらしと地方自治にいかすために、住民、労働者、自営業者、地方議員、研究者と自治体・公務公共関係労働者（労働組合）が共同して研究、交流、討論を行い、その時々的情勢の中で、住民本位の政治、地方自治を実現するために政策・運動の展望を示す全国集会事業である。当法人は、「地方自治研究全国集会」21団体共同実行委員会（共同実行委員に鎌倉専務理事）に参画し、実行委員会の一翼を支えている。2024年10月5～6日の2日間、「第17回地方自治研究全国集会 in 愛知」が名古屋市で開催され、第7分科会「新型コロナの検証せずに、トリプル改定の方向性は正しいのか？」の運営委員を担った。

「新型コロナウイルス感染症対策検証・研究会」支援事業は、大学教授等の研究者が中心となって、コロナ禍において、必要な医療が提供されなかった実態並びに地方自治体、医療機関及び福祉関係者の果たした役割と直面した困難について把握・調査し、医療・公衆衛生に関する法制度・政策の問題点を明らかにした上で対応策の提言をとりまとめることを目的に2024年7月6日に発足した同研究会（任意団体）を支援する事業である。当財団は、事例調査チームの事務局を担っている。

「山形庄内地域の医療・介護・福祉サービス研究会（仮称）」支援事業は、山形県鶴岡市を中心とする庄内南部地域で、医療連携体制の在り方についての議論が行われており、「医療・介護・福祉サービスなどをどのように提供し、どのような連携をつくっていくべきか」について具体策を明らかにすると同時に、その中で国と自治体が採るべき政策を見極めていくための「学習・研究会」に対する講師派遣などの支援・連携を行う事業である。2024年9月12日に「住み続けられる地域づくりを目指して～地域の医療や介護を考える」をテーマにした学習会へ講師派遣を行った。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号、第4号、第6号

【直接の対象者】事務スペースの貸与については、この法人の目的と同様の目的の事業を行う労働団体等

「国民の医薬シンポジウム」、「薬害根絶デー」及び「地方自治研究全国集会」については、市民一般が参加できる。「新型コロナウイルス感染症対策検証・研究会」及び「山形庄内地域の医療・介護・福祉サービス研究会（仮称）」が主催する学習会等には、市民一般が参加できる。

3. 財源等

当法人は、土地374.76平方メートル（東京都台東区入谷一丁目230番地3、230番地1、230番地8）、建物「日本医療労働会館」（鉄骨造陸屋根8階建）延床面積1981.87平方メートルを所有し、定款に定める事業を行っているが、建設に当たって国や地方団体からの助成は受けていない。

事業活動の財源は、賛助会員からの賛助会費、寄附金、出版物の販売収入、講座等の参加料収入、

助成金、自動販売機売上の歩合などの収益事業収入によるものである。

4. 業務委託

会館の保守管理業務、エレベーターの保守・管理、清掃等は専門業者に業務委託している。『国民医療』の印刷は、印刷専門業者に業務委託している。

5. 財政状況（会館の保全及び修繕の見込みを含む。）

直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：円)

区 分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当事業年度)
経常収益	60,706,527	50,948,094	110,332,165	65,028,197
評価損益等調整前 当期経常増減額	3,715,518	△4,787,497	3,985,472	12,092,664
当期経常増減額	3,715,518	△4,787,497	3,985,472	12,092,664
正味財産期末残高	967,891,518	979,654,021	943,611,477	964,546,131

6. 重要な契約に関する事項

(1) ノートパソコン・サーバーのリース契約

契約年月日 2025（令和7）年3月6日

相手方 三菱 HC ビジネスリース 株式会社

契約の概要 (1)リース期間 60ヶ月

(2) 月額リース料 87,650 円（税込）

(3) リース料総額 5,259,000 円（税込）

7. 賛助会員の状況

賛助会員数の3年間の変化を見ると、年々減少し、財政的にも厳しくなっている。

(3月31日現在)

区 分	2022 年度	2023 年度	2024 年度
個人会員	90	85	83
団体会員	173	170	168

事業活動の維持・発展のための財源確保（寄附金及び賛助会費）が引き続きの課題となっている。賛助会員（団体、個人）拡大のための宣伝ツールの作成、各種集会・イベントでの宣伝をはじめ、賛助会員増加に向けたさらなる取り組みや工夫が求められている。

8. 事務局運営の状況

公益法人として自己規律の発揮と適正な事業実施が求められているなか、財団事業の健全な発展をめざし、内部統制システムの確立のために、諸規則・規程の制定・改正を図りながら必要となる書類

等の整備や管理体制の強化を進めた。また、昨年度に引き続いて、新型コロナウイルス感染防止対策を図るとともに、テレワーク及び時差出勤や ZOOM 会議システムによる定例事務局会議を実施するなどして適正な業務分担となるよう心がけ、公益法人にふさわしい事務局運営に努めた。

9. 令和 6 年（2024）年度の事業と担当理事、事務局の分掌

理事長 佐々木悦子 副理事長 長友 薫輝 専務理事 鎌倉 幸孝
理事 横山 壽一 理事 志村 新（2024 年 11 月 27 日迄）
理事 岸 松江（2024 年 11 月 27 日～） 理事 長南 謙一
監事 大木進次郎 監事 青山 光

（1）事業担当

（ア）調査研究事業

◎長友副理事長、横山理事、

（イ）医療研究全国集会事業

◎鎌倉専務理事、長友副理事長、長南理事

（ウ）「講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業

◎長友副理事長、横山理事、鎌倉専務理事

（エ）出版活動事業

◎横山理事、長友副理事長

（オ）日本医療労働会館の管理運営事業

◎鎌倉専務理事、志村理事（2024 年 11 月 27 日迄）、岸理事（2024 年 11 月 27 日～）

（カ）研究に対する助成事業

◎長友副理事長、横山理事

（キ）関係団体に対する支援及び連携事業

◎鎌倉専務理事、佐々木理事長

（2）事務局

（ア）事務局長（常勤） 鎌倉幸孝

業務処理統括、会計管理統括、医療研究全国集会、研究報告会、医療・介護フォーラム

（イ）庶務（常勤） 津吹 務

総務担当（責任者）、「国民医療」編集、研究報告会、医療・介護フォーラム、資料室管理、ホームページ管理、医療研究全国集会、評議員選定委員

（ウ）財務（常勤） 木村圭人

出納担当（責任者）、会計業務一般、会館管理業務、医療研究全国集会

<2> 内部統制システムの整備に関する決定・決議の状況

1. 内部統制システム整備に関する基本方針

当法人は、一般社団・財団法人法施行規則を参照し、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

.....

「内部統制システム整備に関する基本方針」

1. 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般法人法 90 条 4 項 5 号、同法施行規則 14 条 4 号）
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を創設する。
 - (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告するなどガバナンス体制を強化する。
 - (3) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
 - (4) 監事は、監事監査規則に基づき、理事会への出席、業務執行調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（一般法人法施行規則 14 条 1 号）
 - (1) 理事は、評議員会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
 - (2) 理事長及び業務執行理事は、法令に従い自己の職務執行状況を理事会に報告する。
 - (3) 理事は、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、内部規程・規則等は適切に保存し、管理する。
 - (4) 理事及び監事は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（一般法人法施行規則 14 条 2 号）
 - (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 3 号）
 - (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例理事会を原則年 2 回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
 - (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
 - (3) 理事は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保する。
5. 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 5 号、6 号、7 号）
 - (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、当法人は当法人の使用人（職員）から、監事補助者を任命するものとする。
 - (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
 - (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒等については監事の事前同意を得た上で、機関決定し、理事

からの独立性を確保する。

(4) 監事補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

6. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 10 号）

(1) 監事の職務の執行について生ずる費用について、前払又は償還を求められた際には、必要な見積書又は証憑の提示を求め、会計処理規程に別に定める手続にしたがって処理することとする。その他の監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理についても、これに準じることとする。

7. 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 8 号、9 号、11 号）

(1) 理事及び使用人は、随時、その職務の執行状況について監事に報告する。監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 理事は、公益通報者保護規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。

(3) 監事に報告した者の人事評価・異動・懲戒等（以下「懲戒等」という。）については監事の事前同意を得た上で、機関決定することとし、また、監事から、当該報告者の懲戒等についてその事後に異議が申し述べられたときは、懲戒等を撤回又は訂正することとして、当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

(4) 監事は、必要に応じて、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席し、当法人の業務執行に関する報告を受けることができる。

(5) 監査を実効的に行うために、理事長、業務執行理事それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。

.....

2. 当期における主な取り組み

(1) 会計監査

公益財団法人としての健全な管理・運営を遂行するため、監査計画を立て、2024 年 5 月 10 日に会計監査を実施した。

(2) 規程類の整備の推進

既存の規則・規程類について所要の見直しを行った。2024 年度は、「管理運営基金取扱規程」の制定、「理事の報酬等に関する規程」及び「旅費規程」を改正した。

事業報告の附属明細書

重要な事項は、事業報告に記載した。